

第4節 広域相互応援活動

〔総合政策部〕

災害時において、その規模及び被害状況等から軽井沢町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、町は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、町が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、応援職員の派遣要請を行う。

また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

1 長野県市町村災害時相互応援協定（資料2－2参照）

(1) 要請先

次に掲げる順位により、応援要請をする。

順位	要 請 方 法	要 請 先	
1	佐久ブロック代表市町村への要請	佐久市	
2	佐久ブロック構成市町村への要請	小諸市・佐久穂町・小海町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・御代田町・立科町	
3	隣接するブロックの代表市町村への要請	上小ブロック	上田市
		諏訪ブロック	岡谷市

(2) 要請方法

次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により(1)の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付する。

ア 被害の状況

イ 応援を要請する内容

(7) 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

(4) 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(7) その他、必要な事項

(3) 応援の内容

ア 物資等の提供及び斡旋

- (7) 食料、飲料水、生活必需品、医療品その他供給に必要な資機材
- (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等
- (エ) ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- (オ) 被災者の一時受入れのための施設
- (カ) 火葬場

イ 人員の派遣

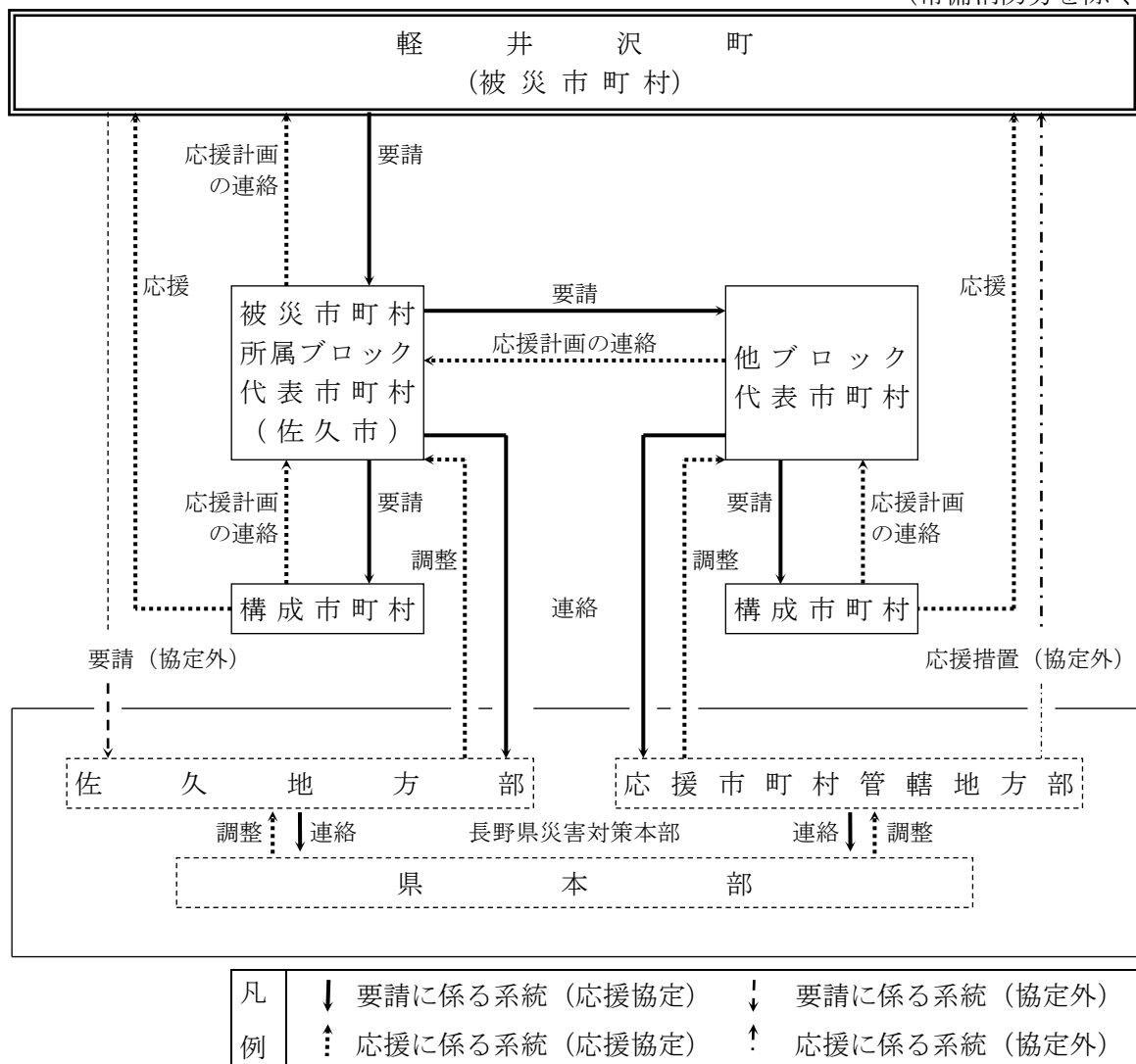
- (7) 救護及び応急措置に必要な職員
- (イ) 消防団員

ウ その他

- (7) 避難場所等の提供、緊急輸送道路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- (イ) ボランティアの斡旋
- (ウ) 児童・生徒の受入れ

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



2 消防に関する応援要請

(1) 県内市町村に対する応援要請

町長は、佐久広域連合消防本部と連絡をとり、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない場合は、「長野県消防相互応援協定書」（資料2-1参照）に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(2) 他都道府県への応援要請

町長は、(1)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

ア 緊急消防援助隊

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要項」に基づくヘリコプターの応援
ウ その他、他都道府県からの消防の応援

3 その他の相互応援協定等

本編第1章第5節「広域相互応援計画」に掲げた協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。

4 県に対する応援要請等

町長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

5 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

町長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は斡旋を求める。

6 受援体制の整備

(1) 町は、円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。

(2) 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

(3) 町は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

7 経費の負担

(1) 国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

8 他の都道府県等への応援

(1) 町は、県及び他の市町村と連携して、他の都道府県等へ応援を行う場合は一体となって効

率的かつ迅速な応援ができるよう、体制の整備を図る。特に、県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。そのためには、協定により実施する応援の内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるなど県と協力し、平常時より円滑な応援活動を行う体制を整備する。

- (2) 町においては、国際特別都市建設連盟「地震等災害時の相互応援に関する協定」(資料2-4参照)を独自に締結しており、協定を実効性のあるものとするため、平常時から地域間交流に努め、万が一加盟都市における災害時には、協定に基づき迅速な応援ができるよう努める。

第5節 ヘリコプターの活用計画

〔総合政策部〕

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、ヘリコプターの派遣を要請する。

1 出動手続の実施

- (1) 町長は、災害応急活動上必要があると認めたときは、県危機管理防災課に対し、県消防防災ヘリコプターの出動要請をする。緊急を要する場合は、口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。
- (2) 要請をした場合は、佐久地域振興局及び佐久広域連合消防本部に対し、その旨報告するとともに、協力を要請する。
- (3) ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。
 - ・災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）
 - ・活動に必要な資機材等
 - ・ヘリポート及び給油体制
 - ・要請者、連絡責任者及び連絡方法
 - ・資機材等の準備状況
 - ・気象状況
 - ・ヘリコプターの誘導方法
 - ・他のヘリコプターの活動状況
 - ・その他必要な事項
- (4) 出動要請があった場合、県では、県消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定し、関係機関に要請することがある。

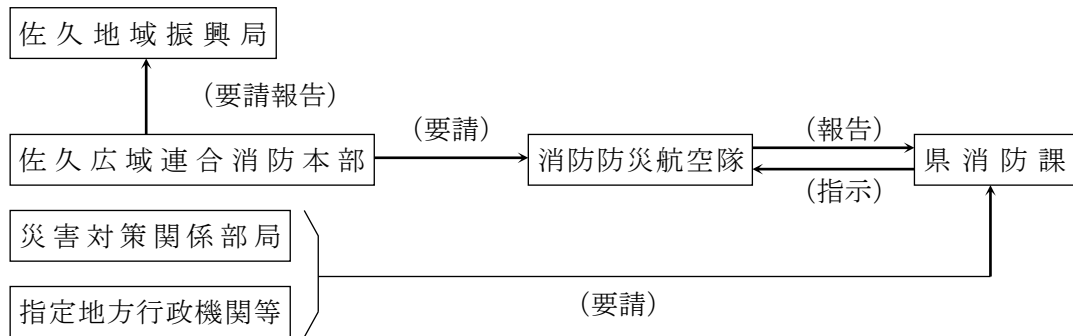
種 類	機 種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	レオナルドAW139	14	○			○
	レオナルドAW139	14	○			○
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各種	6				

(5) ヘリコプター要請手続要領

前記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続きは次のとおりである。

ア 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

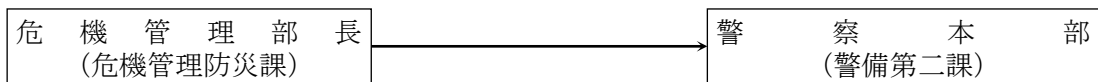


※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

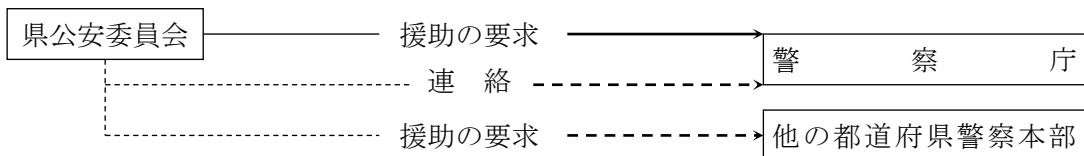
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

イ 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。



ウ 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(7) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

- a 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害が発生した場合の第一次出動航空小隊は次のとおり。

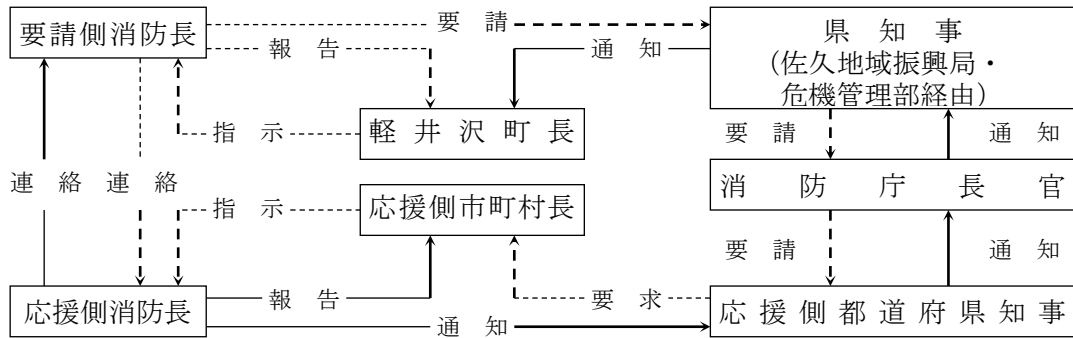
東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

- b 第一出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合

に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は次のとおり。

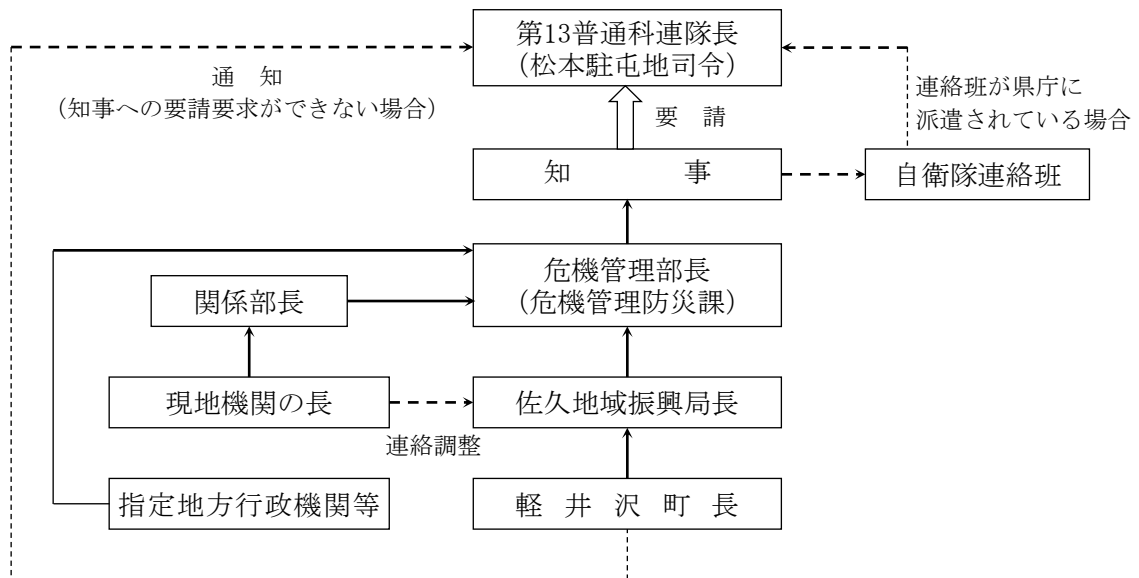
茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

(イ) 広域航空応援要請手順



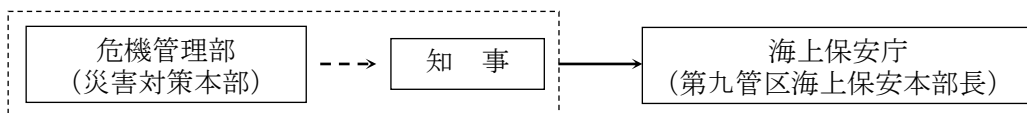
エ 自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



オ 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。



カ ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。

第6節 自衛隊の災害派遣

〔総合政策部〕

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第68条の2に基づき、町長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、町及び県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

1 派遣要請

(1) 要請の要件

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊急性	差し迫った必要があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

(2) 救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容として災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索、救助	死者、行方不明者、負傷者の捜索及び救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬及び積み込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去

応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師及びその他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救助品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

(3) 派遣要請手続・系統 (後掲参照)

町長は前号の内容範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、以下により要請を求める。

ア 町長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書(様式第71号)又は口頭をもって佐久地域振興局長を通じ知事に派遣要請を求める。

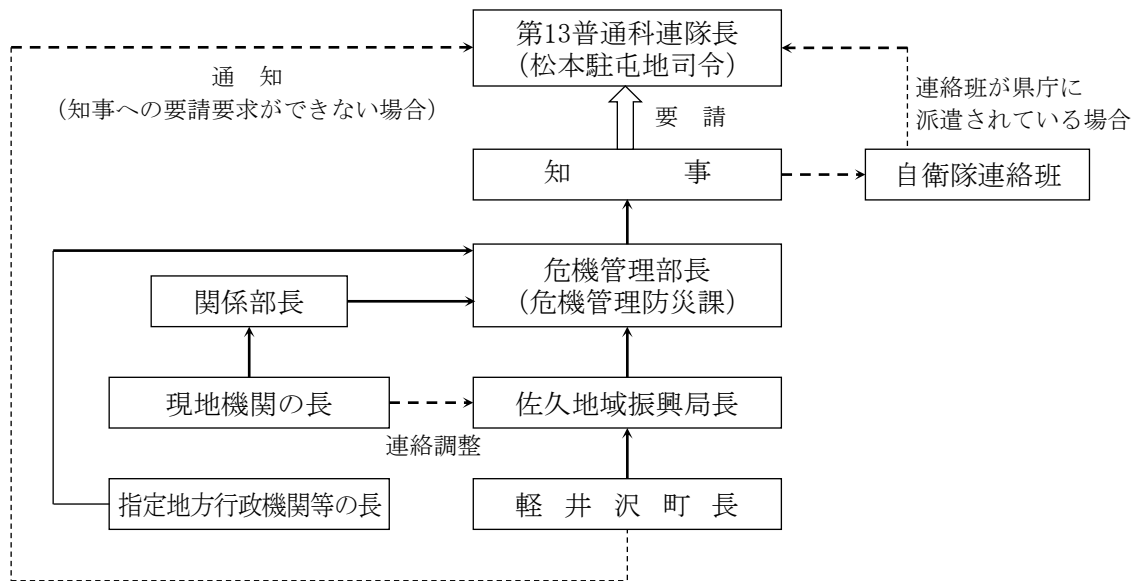
イ 町長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに佐久地域振興局を通じ文書による要請処理をする。

ウ 町長は、通信の途絶等によりアの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(4) 派遣要請に当たって明らかにすべき事項

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・ 派遣を希望する期間、人員
- ・ 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- ・ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- ・ ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、本町のヘリポート(資料7-2参照)

派遣要請の手続系統



2 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。

区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	佐久地域振興局長等
災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現地本部長

- (1) 町が部隊の活動等について行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 町長は、連絡、交渉の窓口を一本化し、常に現地連絡調整者と連携する。
- (3) 町は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

〔自衛隊〕

- (1) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁若しくは佐久地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- (2) 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する（予防派遣）。

3 派遣部隊との連絡調整

- (1) 町長は、部隊の活動の必要がなくなると認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。
- (2) 撤収要請書（様式第72号）は、次に掲げる事項を明示する。
 - ア 撤収日時
 - イ 撤収要請の理由
 - ウ 撤収後の措置

エ その他必要事項

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として町が負担し、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要とした資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に要した土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

第7節 救助・救急・医療活動

[消防部・病院部]

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、町は、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関と連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

1 救助・救急活動

(1) 町は、消防機関、警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定等に基づく応援要請を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。

(2) 消防機関は、県警察本部等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

(3) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの活用計画」により要請する。

(4) 住民は、住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、町及び関係機関が実施する救助・救急活動に協力する。特に、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

(5) 被災者の救出については、次の諸記録を整備する。

ア 被災者救出状況記録簿（様式第29号）

イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿（様式第30号）

ウ 被災者救出用機械器具修繕簿（様式第31号）

エ 救出費用支払関係証拠書類

2 医療活動

(1) 医療救護班の編制及び派遣要請

町は、軽井沢病院を中心とした応急医療体制を確立し、必要に応じて医療救護班を編制し、被災地区に派遣する。

なお、町のみでは医療活動従事者が不足する場合には、日赤救護班、(社)小諸北佐久医師会に対し、医療救護班の派遣を要請する。

(2) 医療救護班の活動内容

医療救護班は、町が設置する避難所又は救護所において、次の活動を行う。

- ア 傷病者に対する応急処置及び医療活動
- イ 傷病者の受入医療機関への転送の可否及び転送順位の決定
- ウ その他、医療救護活動に関する必要な措置

(3) 救護所の設置

町は、災害の状況により、必要に応じて公共施設又は被災地周辺の医療施設等に救護所を設置する。

(4) 医療品等の確保

町は、医療救護班が使用する医薬品、医療資機材等を供給するため、町内の薬局等により必要物資を調達する。物資が不足する場合には、県及び他の市町村に対して調達・斡旋を要請する。

(5) 傷病者の搬送体制の確立

- ア 医療機関における受入可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。
- イ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(6) 医療活動に関する事務処理

医療活動については、次の諸記録を整備する。

- ア 医療救護班活動状況 (様式第46号)
- イ 診療記録 (様式第47号)
- ウ 医薬品衛生材料使用簿 (様式第48号)
- エ 医薬品衛生材料受払簿 (様式第49号)
- オ 病院、診療所医療実施状況 (様式第50号)
- カ 助産台帳 (様式第51号)

第8節 消防活動

〔消防部〕

大規模災害等発生時において、町は関係機関及び自主防災組織等と連携して、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

1 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、佐久広域連合消防本部と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

2 情報収集

倒壊家屋状況、人的被害状況、道路状況等、災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行い、パニックの防止を図る。

3 町消防団の出動体制

(1) 火災その他の災害に出動する場合の出動体制

災害発生場所（地区）	第1次出動	第2次出動	第3次出動
旧軽井沢・小瀬・峠町・新軽井沢・成沢・南ヶ丘・南軽井沢・馬取・ニュータウン	第1分団	第1分団・第2分団	全分団
中軽井沢・離山・古宿・星野・塩壺・千ヶ滝中区・千ヶ滝西区・塩沢・鳥井原・油井・上発地・下発地・杉瓜・風越団地	第2分団	第2分団・第1分団 または第3分団	全分団
借宿・つくしヶ丘・追分・三ツ石・茂沢・大日向・浅間台	第3分団	第3分団・第2分団	全分団

(注) 第1出動要請は分団単位とする。

(2) 火災警報発令時等の体制

火災警報が発令され火災の発生が予想される場合は、消防団を待機させ出動体制をとる。

待機場所は、団本部要員は消防署に待機し、各部においては各部の詰所とする。

4 応援要請等

- (1) 町長は、佐久広域連合消防本部と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定書」(資料2-1参照)に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。
- (2) 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの活用計画」により要請する。
- (3) 町長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。

〔佐久広域連合消防本部〕

- (1) 情報収集
 - ア 消防部隊の効果的な運用を図るため、情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を町長に逐次報告する。
 - イ 情報収集のため、町職員、消防出動隊、消防署、消防団員及び住民等から必要な情報を収集する。
- (2) 現場活動

警防本部と各現場指揮本部は緊密に連携して、効率的な消火活動を実施する。
- (3) 避難の指示

町長が住民に対し、避難の指示を行った場合、消防長は町と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。
- (4) 応援隊に対する措置

応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等連絡調整担当者と協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に消防本部の連絡員を配備してその対応に当たる。

第9節 水防活動

〔地域整備部・消防部〕

風水害時は、河川の増水等のため、水防活動を行う事態が予想される。このため、町は、軽井沢町水防計画に基づき、消防団等を出動させ、必要に応じて近隣市町村等の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防対策を実施し、被害の軽減を図る。

1 水防体制の確立

町は、水防に関する気象警報・注意報等の通知を受けるなど、水防活動が必要であると認めるときは、町職員及び消防団員を招集する。

2 水防資機材の調達

- (1) 水防倉庫に備蓄してある資機材を使用するとともに、沿川住民、町内指名参加業者、関係団体等に協力を要請し、必要な資機材を調達する。
- (2) 資機材が不足する場合には、県及び近隣市町村に対して調達・斡旋を要請する。

3 水防活動の実施

(1) 水防信号

水防信号は、県の水防法施行細則（昭和26年5月17日規則第42号）の規定に基づき、次により行う。

信号の種類	説	明
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの	
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	

信号	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	○休止○休止○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○-休止-○-休止

- ・信号は、適宜の時間継続すること。
- ・必要がある場合は、警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げないこと。
- ・危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

(2) 消防団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法（昭和24年法律第193号）第14条の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、活動する。

(3) 水防受持区域

分団の水防受持区域は、資料5－6のとおりである。

(4) 重要水防区域

水害の発生が特に予想される区域は資料6－1のとおりである。

(5) 河川・堤防の巡視等

ア 各分団長は、洪水警報の通知を受けたときは、随時、河川・湖沼を巡視し、河川の水位の状況を町長に報告する。

なお、洪水の発生が予想されるときは、第1信号により地域住民に周知する。

イ 各分団長は、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を町長に報告するとともに、第2信号を打鐘して団員を招集し、水防作業に当たらせ、その旨を町長に報告する。

ウ 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し、水防のため地域内住民の出勤を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨を町長に報告する。

エ 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立退きを必要と認めるときは、第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を町長に報告する。

4 堰堤のゲート操作時等の活動

堰堤のゲート操作等を行う場合には、事前に施設管理者から通報されることとなっている。

町は、堰堤のゲート操作等の通報を受けた場合は、防災行政無線、広報車等により住民に周知するとともに、沿岸の巡視等を行い、付近にいる者への退去指示等を行う。

5 近隣市町村等に対する応援要請

佐久広域消防本部と連携して速やかな被害状況の把握を行い、災害の規模及び被害状況等から、町単独では十分な応急対策活動を実施することが困難な場合は、本章第4節「広域相互応援活動」により、近隣市町村等に対し、応援要請を行う。

第10節 要配慮者に対する応急活動

[保健福祉部・住民部・病院部・こども教育部]

災害時には、要配慮者のうちとりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、町は、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対し避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行うよう努める。

1 避難の受入れ活動

町は、県及び関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

(1) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては、被災者の救援や生活支援等につながる情報提供手段を検討する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

ア 町は、避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、支え合いマップ等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

イ 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び支え合いマップ等を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

ウ 避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

(3) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所（資料8-1）、又は通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

ア 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

イ 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等を確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて

行う。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

エ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面テレビ、インターネットの端末、ファクス、ホワイトボード等を状況に応じて設置する。

2 社会福祉施設等に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保

ア 町は、社会福祉施設の管理者等を通じて施設利用者の安否確認を行うとともに、必要な救助・避難支援を行う。

イ 町は、施設が被災し、又はそのおそれがある場合には、その機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に移送する。

(2) 支援活動

ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

イ ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

ウ ボランティアへの情報提供などを含めた協力体制を確保する。

3 在宅者対策

町は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、定期的な訪問体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報について、要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

4 児童に係る対策

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

(1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握する。

(2) 住民基本台帳による犠牲者及び行方不明者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

(3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

5 応急仮設住宅等の確保

町は、要配慮者向けの応急仮設住宅について、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

6 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や、社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要になることが考えられる。町は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、町の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行う。

なお、他市町村等から応援要請があった場合には、可能な限り協力するよう努める。

第11節 観光客及び外国人住民等に対する応急活動

〔総合政策部・情報推進部・保健福祉部・住民部・観光経済部〕

観光客及び別荘等滞在者については、地理に不案内であることや、災害情報の周知が確実ではない部分があることなどから、災害時にはハンディキャップを背負うことが考えられる。また、外国人住民についても、日本語の習熟・理解の度合いによって、正確な情報が行き届かないことが予想される。

このため、町は、国際的な保健休養地でもあることから、観光客及び別荘等滞在者に対して、災害時に必要な支援を適切に行えるよう平常時から備えるよう努めなければならない。

1 観光客対策

(1) 観光客の滞在状況の把握

ホテル、旅館等宿泊施設の管理者等と連携し、宿泊者名簿等を活用して滞在中の観光客の実態を把握し、被災した観光客名簿を作成する。

(2) 観光客の安全確保

ア 町は、観光地での災害時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

イ 町は、観光地での災害時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。

ウ 佐久広域連合消防本部は、観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(3) 帰省までの避難措置

災害が広域化、長期化し、観光客がすぐには地元へ帰省できない場合には、次の措置をとる。

ア 宿泊客については、それぞれの宿泊施設の安全性について確認し、被災の危険性がある場合には安全な指定避難所へ誘導する。

イ 日帰りの観光客など、宿泊施設を定めていなかった観光客については、指定避難所へ誘導する。このため、防災行政無線等を活用して、観光客のための情報提供を含めた避難に関する広報活動に努める。

ウ 前記ア及びイについて、観光客を避難所に誘導する場合には、その後の帰省措置について考慮し、できるだけ同一の指定避難所に受け入れるよう努める。

(4) 安否確認の問い合わせ等への対応

ア 前記(1)の観光客名簿等を活用し、報道機関等の協力を得て、安否情報について広報する。

イ 必要に応じて安否情報専用窓口を設置し、地元の家族等からの問い合わせ等に対応する。

ウ NTTの災害用伝言ダイヤル「171」のサービスが開始された場合には、周知を図り、その利用を促す。

(5) 帰省のための輸送手段の確保

鉄道や広域道路交通網等、何らかの交通手段が復旧した場合には、次のとおり観光客を輸送する。

ア 緊急輸送道路の指定

県等の道路管理者の協力を得て、指定避難所から輸送拠点施設（駅、高速道路のICなど）までの道路を緊急輸送道路に指定し、必要な交通規制措置等を実施する。

イ 輸送車両等の確保

鉄道事業者、バス運送事業者等の協力を得て、輸送拠点施設までの輸送及び輸送拠点施設から帰省地までの輸送を実施する。

(6) 帰省措置に関する広報

帰省のための輸送を開始するときには、宿泊施設や指定避難所に滞在する観光客に対し、次の事項について広報し、速やかな帰省措置が図られるようにする。

ア 開始日時

イ 輸送手段

ウ 輸送経路

エ その他必要な事項

2 別荘等滞在者対策

(1) 高齢者等避難、避難指示等の周知徹底

防災行政無線の子局、戸別受信機等が設置されていない別荘地においては、災害情報が伝わりにくいため、ホームページなどにより情報発信を行うとともに、広報車による巡回広報も実施する。特に高齢者等避難及び避難指示が発令された地区については、必要に応じて消防団等による戸別確認を行い、避難誘導を行う。

(2) 帰省措置

前記1の観光客対策と同様に実施する。

3 外国人住民・外国人旅行者対策

(1) 高齢者等避難、避難指示等の周知徹底

防災行政無線、広報車等による高齢者等避難、避難指示等の周知に当たっては、県等関係機関の協力を得て、外国語による広報に努める。

(2) 外国語によるパンフレット等の作成

ライフライン等の復旧状況、医療、炊き出し、ごみや浴場等生活や災害に関する情報について、県等関係機関の協力を得て、外国語によるパンフレット等を作成し、周知に努める。

(3) 外国人住民の状況把握

災害発生後直ちに民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、外国人住民の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

(4) 外国人旅行者の安全確保

ア 町は、県等関係機関と連携して、事前登録されている外国語通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

イ 町は、観光地周辺の施設等において関係機関の協力を得るなどして、外国人旅行者に対する避難誘導を行う。

(5) 外国語による相談窓口の設置

外国語通訳ボランティア等の協力を得て、外国語による相談窓口を設置して対応する。災害の状況などにより通訳者が不足する場合には、県等関係機関に対し多言語支援センター設立を含めた対応を要請し、必要な人材の確保などに努める。

(6) 避難所における外国人住民への配慮

避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

第12節 緊急輸送活動

〔総合政策部・住民部・環境部・地域整備部〕

町は、緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

1 緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位

大規模災害時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・第2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

2 緊急輸送体制の確立

輸送施設、交通施設の被害状況及び復旧状況、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案し、状況に応じた緊急輸送体制を確立する。

(1) 輸送拠点の確保

ア 物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

イ 各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。

(2) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

町長は、県及び警察等関係機関と協議の上、県指定の緊急輸送道路及びそれらと町内の拠点施設（役場庁舎、医療施設、ヘリポート、物資輸送拠点など）を結ぶ道路を緊急輸送道路とし、交通規制、障害物の除去等必要な対策を進める（資料7-1参照）。

イ 車両の確保

(7) 町所有車両等の確保

車両等の掌握、管理は、財政部が行う。町所有車両等は、資料7-3のとおりである。

(4) 町所有以外の輸送力の確保

町所有車両等により応急措置の輸送力を確保できないときは、次の順序で車両の借上げについて協力を要請する。なお、協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台数等必要な輸送条件を明示して行う。

a 官公署及び公共団体の車両等

b 民間輸送業者の車両等

c その他自家用車両等

(3) 空中輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合のほか、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

(4) 交通、輸送に関する事務処理

交通、輸送については、次の諸記録を整備する。

ア 輸送記録簿（様式第63号）

イ 燃料及び消耗品受払簿（様式第64号）

ウ 修繕費支払簿（様式第65号）

エ 輸送に関する支払関係証拠書類

3 交通規制

(1) 町の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を軽井沢警察署長に通知する。

(2) 実施区分

区 分		事 項
道路管理者	国道 国土交通大臣 県管理 国知事 道、県道 知事 町 道 町 長	1 道路の破損、全壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
警察	公安委員会 警察 官	1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資を緊急輸送する必要があると認めたとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めたとき。 3 道路の損壊、災害の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

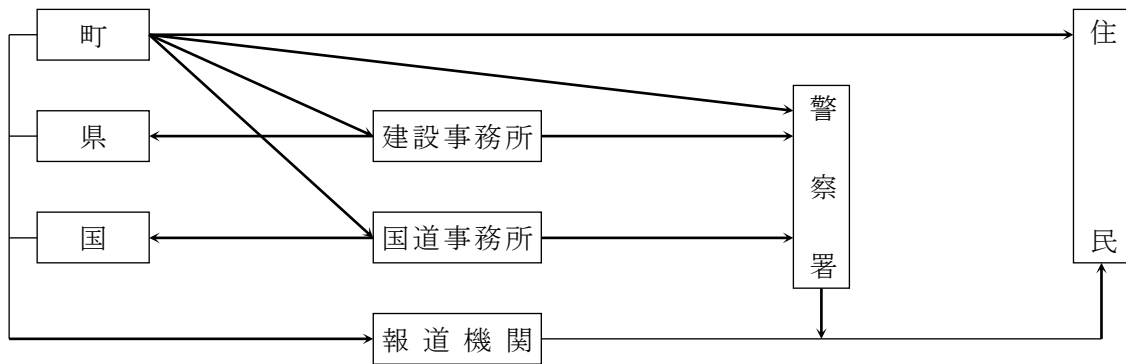
(3) 規制標識

ア 規制標識は道路法第45条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第5条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。

イ 標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他う回路等を明示する。

(4) 規制の報告

ア 規制時における通報系統は次のとおりとする。



イ 報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路の有無等とする。

4 障害物の処理活動

災害発生後においては、町は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することとなるが、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を除去し、作業車両、救援車両の通行路を確保することとなる。障害物となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、障害情報を早期に収集し、適切に対処するよう図る。

(1) 障害物除去処理

ア 町は、災害復旧作業及び救援活動を実施する上で、障害物がある場合は、緊急輸送道路

を優先してその除去作業を行う。この場合の障害物の除去作業は、周囲の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 放置車両の移動等

町が管理する道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等の命令を行う。なお、運転者等がない場合で災害応急対策に著しい支障をきたす場合は、町は、警察署や県に協力を求め、車両等の移動を行う。

(2) 集積場所の確保

ア 障害物の一時集積場所を確保し、損壊した建物の残骸等持ち運びの困難なものを運搬し、集積する。その際、再び人命、財産に被害を与えないようにする。

イ 除去した障害物の保管場所は、盗難等の危険のない場所を選定し、保管を始めた日から14日間、その工作名等を公示する。

(3) 障害物の処理

がれきの粉碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルに努める。また、アスベスト等の有害廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に基づき、適正な処理を進める。

(4) 労働力等の確保

軽井沢町建設業協会との協定に基づき協力を要請するほか、町内の工事入札参加資格を有する事業所等に対し、労働力及び資機材の供給について協力を要請する。

(5) 障害物除去に関する事務処理

障害物除去については、次の諸記録を整備する。

ア 障害物除去該当世帯調（様式第61号）

イ 障害物除去状況記録簿（様式第62号）

ウ 障害物除去支払関係証拠書類

第13節 避難の受入れ及び情報提供活動

〔全 部〕

風水害時には、河川の氾濫、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、町は、避難に係る避難の受入対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 実施機関

ア 風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難指示等を発令し、伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどがだれにでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

避難指示実施機関、根拠等

実 施 事 項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
高 齢 者 等 避 難	町 長	災害対策基本法第56条	災 害 全 般
避 難 指 示	町 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
	知 事	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
	水 防 管 理 者	水 防 法 第 29 条	洪 水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警 察 官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災 害 全 般
	自 衛 官	自 衛 隊 法 第 94 条	災 害 全 般
緊 急 安 全 確 保	町 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
	知 事	災害対策基本法第60条	災 害 全 般

	警 察 官	災害対策基本法第61条	災 害 全 般
指定避難所の開設、受入れ	町 長		

イ 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を、町長に代わって行うことがある。

ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行う。

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

ア 「高齢者等避難」

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

イ 「避難指示」

災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

ウ 「緊急安全確保」

災害が発生し、又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう、町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、町は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。

(3) 措置及び報告、通知等

ア 町長の行う措置

(7) 避難指示等の区分

町は、災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その拡大を防止するた

め、特に必要があると認めるときは、気象庁等の情報及び別に定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等を発令する。各警戒レベルにおける避難指示等の区分、住民の避難行動等については次のとおりとする。

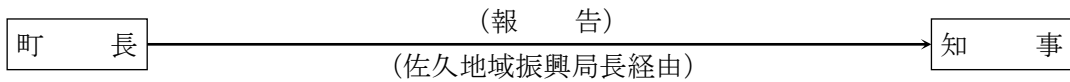
なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上の場所への避難等の確保措置を講ずるよう、関係する地域の住民に対し指示する。

災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

警戒レベル	住民が取るべき行動	町の対応	気象庁等の情報 (相当する警戒レベル)
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報 氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉			
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難	大雨警報※ 洪水警報 氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。		大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報 (警戒レベル2相当)
1	災害への心構えを高める		早期注意情報 (警報級の可能性)

※夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難）に相当します。

(イ) 報告（災害対策基本法第60条）



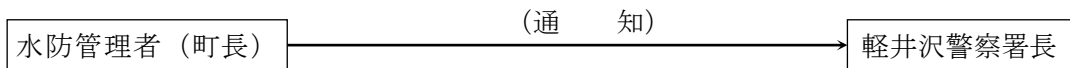
※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(7) 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

(イ) 通知（水防法第29条）



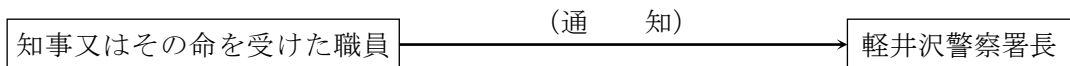
ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(7) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

(イ) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。



エ 警察官の行う措置

(7) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署において調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- a 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 町関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

- d 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。
- e 避難の指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所及び指定避難所等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定す

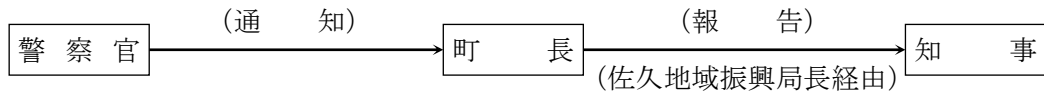
るなどし、避難場所へ避難誘導を行う。

g 避難誘導にあたっては、避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

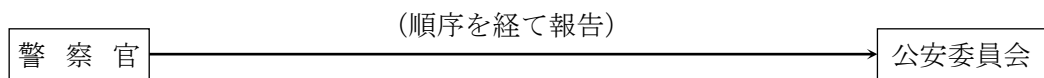
h 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

(イ) 報告、通知

a 上記(ア) c による場合（災害対策基本法第61条）



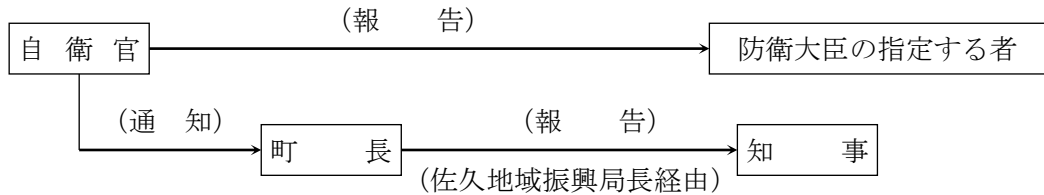
b 上記(ア) d による場合（警察官職務執行法第4条）



オ 自衛官の行う措置

(ア) 自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り、「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告（自衛隊法第94条）



(4) 避難指示等の時期

前記(3)ア(ア)に記載する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

(5) 避難指示等の内容

避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。また、高齢者等避難の伝達についても同様とする。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 対象地域及び対象者
- オ 指定緊急避難場所
- カ 避難の時期・時間
- キ 避難すべき理由
- ク 住民のとるべき行動や注意事項
- ケ 避難の経路または通行できない経路
- コ 危険の度合い

(6) 住民への周知

ア 避難指示等の発令者は、速やかにその内容を防災行政無線、メール配信サービス、ホームページ、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した支え合いマップ等により、確実に伝達する。

イ 町長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。

ウ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、町長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

エ 町は、県等とも協力して、携帯端末の緊急速報メール機能等あらゆる広報手段を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化、多様化に努める。

オ 避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時行うものとする。

(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

町は、災害発生後直ちに支え合いマップ等に基づき、民生・児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

(8) 町有施設における避難活動

災害時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難指示等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定する。

(1) 実施者

ア 町長、町職員（災害対策基本法第63条）

イ 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

- エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）
オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項——町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

なお、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県は、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、町に代わって行う。

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難指示と異なる点は、次の3点である。

ア 避難指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難指示については、その罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った者は、避難指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

(4) 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

(2) 誘導の方法

ア 誘導員は、指定緊急避難場所又は指定避難所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、町が車両、ボート及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

キ 町は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うよう努める。

ク 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、町は佐久地域振興局を經由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出勤を求める等適切な処置を行う。

町は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ケ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

コ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

(3) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

〔住 民〕

住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所等の開設・運営

町は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携して対策を講じる。

(1) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る（資料8-1参照）。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(2) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

(3) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、保養所、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(4) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

(5) 町は、首都圏をはじめ、全国各地で大災害が発生し、県から要請を受けたときは、県境を越えて避難する者に対し、町の保有する施設を指定避難所として提供する。町の保有する施設において受入れが困難な場合は、町内の旅館・ホテル等を町が借り上げて指定避難所とする。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(6) 指定避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、指定避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

- (7) 避難所開設期間は、基本的には、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害等の状況により開設期間については、適宜判断する。
- (8) 指定避難所の開設に当たっては、各世帯の人数・構成等に適した居住スペースの提供のため、また世帯間の距離を適正に保つために、テープやパーティション等を活用して避難スペース・通路等の区画整理を行う。
- (9) 避難者の受入れに当たっては、それぞれの指定避難所に受付を設置して、避難者情報を収集するとともに、受付時に検温をするなど避難者の健康状態等の確認、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じ、指定避難所における感染症予防対策をとる。
- (10) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。
- ア 避難者
 - イ 住民
 - ウ 自主防災組織
 - エ 他の地方公共団体
 - オ ボランティア
 - カ 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者
- (11) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するよう努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (12) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。
- (13) 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (14) 指定避難所における生活環境について次の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努める。
- ア トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ等のより快適なトイレの設置への配慮
 - イ 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供
 - ウ 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
 - エ 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保
 - オ 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握
 - (ア) パーティション等によるプライバシーの確保状況
 - (イ) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況
 - (ウ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
 - (エ) 洗濯等の頻度
 - (オ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
 - (カ) 暑さ・寒さ対策の必要性

- (キ) 食料の確保、配食等の状況
- (ク) し尿及びごみの処理状況
- (ケ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握
- (15) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- (16) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、次のような対応をとるなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
 - ア 女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。
 - イ トイレ・更衣室・入浴施設等は、昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する。
 - ウ 照明を増設する。
 - エ 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する。
- (17) 災害の規模、避難者の受入状況、避難の長期化等を考慮し、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- (18) 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
 - ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
 - イ 異性に介助される要介助者や様々な困難を抱える全ての方が利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努める。
 - ウ 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - エ 災害発生後できる限り速やかに、すべての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - (ア) 介護職員等の派遣
 - (イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ、里親への委託等
 - オ 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - カ 大画面テレビ、ファクス等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (19) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難をきたした場合は、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

(20) 指定避難所に関する事務処理

指定避難所の開設、受入れ等については、次の諸記録を整備する。

- ア 避難所受入台帳（様式第26号）
- イ 避難所用物品受払簿（様式第27号）
- ウ 避難所設置及び受入状況（様式第28号）
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類

(21) 町教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。

ア 学校等が地域の指定避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、指定避難所の運営について、必要に応じ、町に協力する。

なお、町の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。

ウ 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の指定避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

(22) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(23) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(24) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

(25) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。その際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(26) 指定避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

(27) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。

(28) 必要に応じ、被災者支援等の観点から、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

〔関係機関〕

- (1) 指定避難所の運営について、必要に応じ町長に協力する。
- (2) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。
- (3) 日本赤十字社長野県支部は、町の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - ア 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供
 - イ 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (4) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、町に提供を行う。

〔住 民〕

指定避難所の管理運営については、町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 広域避難の対応

ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(2) 広域一時滞在の対応

ア 協議

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実

施する。

6 住宅の確保

- (1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
 - ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
 - イ 応急仮設住宅の建設のため、町公有地又は私有地を提供する。なお、応急仮設住宅の建設用地については、候補地をあらかじめ選定しておく（資料17-1参照）。
 - ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
 - エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (5) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (6) 応急仮設住宅等に関する事務処理

応急仮設住宅等については、次の諸記録を整備する。

- ア 応急仮設住宅入居者台帳（様式第44号）
- イ 住宅応急修理記録簿（様式第45号）
- ウ 修理関係工事書類（契約書、設計書、仕様書等）
- エ 工事代金等支払関係証拠書類

- (7) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

7 被災者等への的確な情報提供

- (1) 町は、県と連携し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (2) 町は、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。
- (3) 町自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申し出の呼びかけ等により、把握に努める。
- (4) 町は、県と連携して、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等被災者等に役立ち正確かつきめ細

やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、外国人住民、外国人旅行者に配慮した伝達を行うものとする。

- (5) 町は、県と連携して、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシ等の紙媒体の張り出しや配布、広報車での周知活動等により情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (6) 町は、県とも連携して、要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (7) 町は、県とも連携して被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- (8) 町は、県と連携し、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、その他の必要な施策を講ずる。
- (9) 町は、県と連携し、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進、その他の必要な施策を講ずる。

第14節 孤立地域対策活動

[総合政策部・地域整備部・消防部]

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

町は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、

- (1) 通信手段の確保等による被害実態の早期確認と、ヘリコプターの活用等による救急救助活動の迅速な実施
- (2) 陸上輸送、ヘリコプターの確保等による緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

1 孤立実態の把握対策

- (1) 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。
- (2) 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、緊急車両が通行できるように最低限の車線を確保する道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

2 救助・救出対策

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣について検討する。
- (4) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

3 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。

[NTT東日本]

- (1) 重要通信の確保に留意し、復旧に努める。
- (2) 大規模な災害が発生した場合等には、避難場所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設

置する。

〔住 民〕

災害時の安全な状況を確認したうえで、農道等の使用可能な迂回路の活用及びアマチュア無線など使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプターの出動要請を行う。

〔住 民〕

孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

5 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第15節 食料品等の調達供給活動

〔総合政策部・保健福祉部・観光経済部〕

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、町は、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

1 食料品等の調達

(1) 自力での調達

町の備蓄物資により、調達する。

(2) 協定に基づく応援要請

災害により、備蓄倉庫が被災し食料が供給できない場合及び町のみでの対応では食料が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料2-2参照）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 「地震等災害時の相互応援に関する協定」（資料2-4参照）に基づく国際特別都市建設連盟加盟都市に対する要請

ウ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」（資料2-8の3参照）に基づく生活協同組合コープながのに対する要請

エ 「災害時における災害関連物資の供給協力に関する協定書」（資料2-12参照）に基づく株式会社カインズに対する要請

オ 「災害時における食料品等災害関連物資の供給協力に関する協定書」（資料2-15参照）に基づく株式会社ツルヤに対する要請

(3) 県への応援要請

町は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、県災害対策本部室に対し、必要な種類及び数量を明示して、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、食料の供給要請を行う。

(4) 食物アレルギーへの配慮

町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

〔県〕

- (1) 県災害対策本部室は、災害時に、管内市町村からの食料の供給要請があった場合、県の備蓄食料の供給を行うこととし、地域振興局に輸送等の手配を依頼する。地域振興局において輸送ができない場合、あらかじめ締結された協定に基づいて長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合へ食料の輸送を要請する。

- (2) 市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。

また、長野県市町村災害時相互応援協定第3条に規定する物資等の提供及びあっせんが円滑に行われるよう、同協定第2条に規定する代表市町村等との連絡調整に努める。

- (3) (1)(2)については、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。

〔関係機関〕

- (1) 農林水産省

農林水産省は、知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。

- (2) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行う。

- (3) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行う。

2 食料品等の供給

- (1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に受け入れた者
- イ 家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者
- ウ 災害地の応急対策作業に従事する者
- エ その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者

- (2) 応急用米穀の供給の目安

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米300g

- (3) 炊き出し予定場所

- ア 原則として指定避難所とする。
- イ その他、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

- (4) 物資の集積場所

調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所（資料7-2参照）に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実施場所等に配分する。

- (5) 炊き出し協力団体

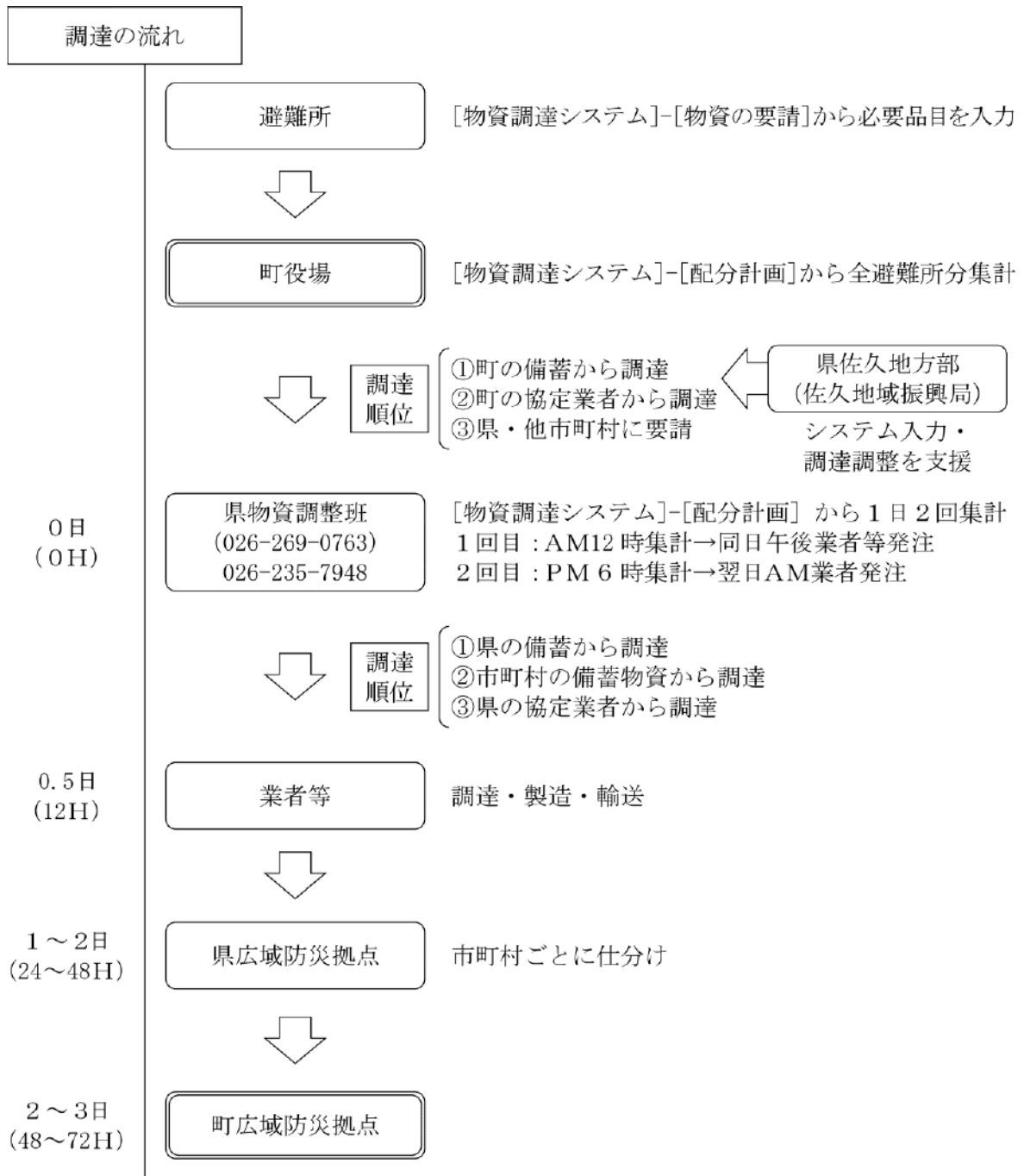
炊き出しの実施にあたっては、自治会、赤十字奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。

(6) 応急配給に関する事務処理

炊き出し等による食品の給与については、次の諸記録を整備する。

- ア 炊き出し受給者名簿（様式第33号）
- イ 食料品現品給与簿（様式第34号）
- ウ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿（様式第35号）
- エ 炊き出し用物品借用簿（様式第36号）
- オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

食料品・生活必需品の県への調達要請フロー



第16節 飲料水の調達供給活動

〔上下水道部〕

町は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確立を図る。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、町において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により町での給水活動が困難となる場合には、「長野県市町村災害時相互応援協定」及び長野県水道協議会の「水道施設災害等相互応援要綱」により他市町村から応援給水を受ける。

1 給水源の確保

災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水地及び給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

(1) 水道施設による給水源の確保

応急給水の水源は、浄水場、配水池、耐震性貯水槽等の水道施設を主体とする。

ア 水道施設の被害状況を把握し、速やかに復旧に努める。

イ 応急復旧工事は、指定水道業者に要請し、被災後速やかに復旧する。

ウ 災害の規模によっては、他市町村に応援を要請する。

(2) その他による給水源の確保

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水、プール、防火水槽などの水をろ過、消毒して供給する。

ア ろ水滅菌が必要な水源を有するときは、県に、ろ水機による給水を要請する。

イ 汚水が流入した井戸等については、井戸替えを指導するとともに、消毒の措置をとる。

ウ 生水を避け、必ず煮沸した水を飲用するよう広報する。

2 応急給水用資機材の確保

(1) 飲料水の輸送に必要な給水車等は次による。

常置場所	給水タンク	
	容量	保有数
上水道管理センター	2,000ℓ	1基
	1,000ℓ	1基
	500ℓ	5基

(2) 給水タンク、移動式浄水装置等については、給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、県、他市町村、自衛隊などへの応援要請により確保する。

3 応急給水方法

(1) 拠点給水

応急給水は、指定避難所、医療機関、福祉施設、学校、町役場などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

(2) 応援要請

ア 町において、飲料水の供給輸送が困難なときは、隣接市町又は佐久地域振興局に要請して実施する。

また、ボトルウォーターの供給について、佐久地域振興局に要請することができる。

イ 町内において感染症発生等のおそれがあるときは、県に要請し、浄水装置による給水を実施する。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者等要配慮者に対しては、水の運搬の支援等について、十分に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

(4) 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、防災行政無線、広報車等により、周知する。

4 給水に関する事務処理

給水については、次の諸記録を整備する。

- (1) 飲料水供給記録簿（様式第41号）
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿（様式第42号）
- (3) 給水用機械器具修繕簿（様式第43号）
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

第17節 生活必需品の調達供給活動

〔保健福祉部・観光経済部〕

住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生した場合、一部では避難生活の長期化が予想される。特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、町は、迅速に生活必需品を調達し、被災者に供給する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、性別によるニーズの違いにも配慮する。

1 生活必需品の調達

(1) 自力での調達

町の備蓄物資により、調達する。

(2) 応援要請

災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び町のみでの対応では物資が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料2-2参照）に基づく長野県内市町村に対する要請

イ 「地震等災害時の相互応援に関する協定」（資料2-4参照）に基づく国際特別都市建設連盟加盟都市に対する要請

ウ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」（資料2-8の3参照）に基づく生活協同組合コープながのに対する要請

エ 「災害時における災害関連物資の供給協力に関する協定書」（資料2-12参照）に基づく株式会社カインズに対する要請

オ 「災害時における食料品等災害関連物資の供給協力に関する協定書」（資料2-15参照）に基づく株式会社ツルヤに対する要請

カ 佐久地域振興局長経由での県に対する要請

〔県〕

市町村からの要請に備え、県内流通業者等の協定先に、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請のあった場合、生活必需品の調達を図る。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分に配慮する。

2 生活必需品の供給

(1) 給付の基準

ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。

(ア) 住家が滅失したもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

イ その他町長が必要と認めるとき。

(2) 給付品目等

生活必需品の各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。

(3) 給付費用及び期間等

災害を受けた世帯等に対しては、災害救助法（県の基準）によるほか、「軽井沢町災害弔慰金の支給等に関する条例」によるものとし、夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）の区分は災害発生の日をもって決定する。

(4) 物資の保管、仕分け及び配給

ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所（資料7-2参照）に集積し、地元自治会組織、赤十字奉仕団等の協力を得て仕分けする。

イ 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者に配慮する。

(5) 給付に関する事務処理

物資等の給付については、次の諸記録を整備する。

ア 物資購入（配分）計画表（様式第37号）

イ 生活必需品用物資受払簿（様式第38号）

ウ 物資給与及び受領簿（様式第39号）

エ 救助用物資引継書（様式第40号）

オ 物資購入関係支払証拠書類

カ 備蓄物資払出証拠書類

第18節 保健衛生、感染症予防活動

〔保健福祉部・環境部・病院部〕

町は、被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、管理栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

1 保健衛生活動

(1) 健康調査、健康相談

ア 被災者の避難状況を把握し、佐久保健福祉事務所に報告するとともに、被災者台帳等に反映する。

イ 佐久保健福祉事務所の協力を得て、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

ウ 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

(2) 避難所等の整備

被災者の健康を確保するため、避難所等の整備に努める。

(3) メンタルヘルスケア（精神保健相談）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

(4) 栄養調査、栄養相談

県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、集団給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

(5) 口腔衛生指導

県と協力して、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに、口腔衛生の維持に努める。

2 感染症予防対策

町は、県の指示に基づき、速やかに感染症予防活動を実施する。

(1) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に

対応する。

- (2) 災害発生に備え、感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練（点検を含む。）、資機材、薬剤等の確保を図る。
- (3) 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
- (4) 感染症の発生を未然に防止するため、佐久保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。

また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

- (5) 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- (6) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

- (7) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、佐久保健福祉事務所を経由して県へ報告する。
- (8) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、佐久保健福祉事務所を経由して県に提出する。
- (9) 災害感染予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、佐久保健福祉事務所を経由して県に提出する。

- (10) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、県に対して災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。
- (11) 感染症予防については、次の諸記録を整備する。
 - ア 感染症予防活動状況報告（様式第52号）
 - イ 感染症予防用資材・薬剤等受払簿（様式第53号）
 - ウ 感染症予防用資材、薬剤等購入関係支払証拠書類
 - エ 患者台帳（様式第54号）
 - オ 感染症予防作業日誌（様式第55号）

第19節 遺体の捜索及び対策等の活動

〔総合政策部・保健福祉部・消防部・病院部〕

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、町が、警察、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、関係機関との連携及び広域的な協力を得て行うこととする。

さらに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、対策については、遅滞なく進めるよう努める。

1 行方不明者等の捜索

- (1) 行方不明者の捜索は、警察署、消防機関及び消防団を中心とし、地域住民の協力を得て捜索活動を行うとともに、捜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。
- (2) 行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に移送する。
- (3) 町は、県に対して、捜索の対象人員及び捜索地域等、捜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。

2 遺体の捜索及び対策

- (1) 遺体の受入れ
 - ア 町は、遺体を搬送し一定の場所に安置する。遺体の安置所は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の適当な場所とする。ただし、適当な建物がない場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。
 - イ 遺体の保存についての棺、ドライアイス等の確保については、「長野県市町村災害時相互応援協定」(資料2-2参照)等に基づき、県又は他市町村に調達・供給を要請し、その調整を図る。
- (2) 遺体の検案・対策等
 - ア 町は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案(医師による死因その他の医学的検査)を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の対策を行う。
 - イ 町は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体の受入状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。
 - ウ 多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署が行い、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
 - エ 検視場所、遺体安置場所等を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテン

トを設置しての検視活動も考慮する。

オ 受け入れた遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

カ 外国籍町民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の対策について協議する。

(3) 身元不明遺体の対策

ア 身元不明の遺体については、町が警察その他関係機関に連絡し、その調査を実施する。

イ 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体受入所の確保、身元確認、縁故者への連絡を行う。なお、身元が判明しない遺体については、行旅死亡人として取り扱い、埋・火葬等についての的確な対策を行う。

3 遺体の埋火葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋火葬を行う。

また、遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は身元が判明しないときは、町が埋火葬を行う。

(2) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋火葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋火葬する者に支給する。

(3) 火葬場が不足し管内での火葬ができないと判断される場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」により、他ブロック構成市町村等に対して応援を要請する。

4 遺体の捜索、対策、埋葬に関する事務処理

遺体の捜索、対策、埋葬については、次の諸記録を整備する。

- (1) 遺体捜索状況記録簿（様式第56号）
- (2) 捜索用機械器具燃料受払簿（様式第57号）
- (3) 捜索用機械器具修繕簿（様式第58号）
- (4) 遺体対策台帳（様式第59号）
- (5) 埋葬台帳（様式第60号）
- (6) 遺体捜索、対策及び埋葬関係支出証拠書類

第20節 廃棄物の処理活動

〔環境部・地域整備部〕

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

町は、ごみ、し尿の処理活動を実施するとともに、処理能力を超える場合等、必要に応じて、広域応援による処理を図る。

1 障害物の除去

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川の氾濫、護岸の決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 障害物除去の方法

- ア 町は、災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- イ 町は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は「災害時における応急措置に関する協定書」（資料2-10参照）に基づき、軽井沢町建設業協会の協力を得て速やかに行う。
- ウ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

(3) 資器材、人員の確保

町はスコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

(4) 除去した障害物の集積場所

- ア 次の要件を満たすような場所を選定し、障害物を集積する。
 - (ア) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
 - (イ) 道路交通の障害とならない場所
 - (ウ) 盗難の危険のない場所
- イ 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

2 し尿処理

(1) し尿処理施設の被害状況の把握を行う。

- (2) 必要に応じて、「災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書」（資料2-13参照）に基づき、有限会社軽井沢衛生企業に要請し、仮設トイレを設置する。なお、仮設トイレの設置については、障がい者等災害時要援護者に配慮する。
- (3) 速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、住民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。
- (4) し尿及び浄化槽汚泥、下水道管路汚水その他の汚水の収集運搬を町が生活環境の保全上必要があるものと判断した場合は、「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」（資料2-14参照）に基づき、有限会社軽井沢衛生企業に要請し、処理をする。

3 ごみ処理

(1) 仮置場の設置

- ア 災害により、粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、速やかに地域ごとにごみの仮置場を確保し、住民に周知する。
- イ 仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。

(2) 収集・処分

- ア 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布する。また、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離して優先的に処理する。
- イ 清掃車を確保して処理場に運び、処理する。交通障害等により、清掃車の昼間の通行が困難な場合には、夜間収集も検討する。
- ウ 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。
- エ 可能な限り、リサイクルに努める。

(3) 住民への広報

- 町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。
- ア 町が定める仮置場及び収集日時にしたがってごみを搬出する。
 - イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

4 近隣市町村への応援要請

- 町長は、廃棄物等の処理業務が不可能又は困難な場合には、近隣市町村に対して応援を要請する。

第21節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

〔住民部・観光経済部〕

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、警察における災害に便乗した悪質事犯の取締り等社会秩序の維持が重要な課題となる。また、町は、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置に努める。

1 社会秩序の維持

災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する。

2 物価の安定、物資の安定供給

- (1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

第22節 危険物施設等応急活動

[消防部]

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、P R T R対象物質（人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質（ベンゼン、鉛及びその化合物、石綿など）などの危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、町は関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

1 共通事項

風水害等発生時において、町は、県及び佐久広域連合消防本部と連携し、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(1) 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散、漏洩、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量及びその流出先の把握に努める。

(3) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

(4) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

(5) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

(6) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の都道府県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

2 危険物施設応急対策

(1) 情報収集

危険物施設の被害状況に関する情報収集をし、火災、爆発、流出及びそのおそれ等を把握する。

(2) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。

(3) 危険区域の設定等

危険物の流出、火災等により周辺住民に被害が及ぶと予想される場合は、危険区域を設定し、当該区域内の住民の避難、誘導等の措置をとるとともに当該区域内への人及び車両の立入を禁止する。

(4) 資機材の手配

化学消火薬剤、油吸着材等の応急資機材の手配をする。

(5) 関係機関への通報

災害の情報を把握したときは、消防機関、県消防課（地域振興局長経由）へ通報するとともに、必要に応じ警察等関係機関へ通報する。

(6) 危険物施設の関係者等に対する指導

危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実体に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(7) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(4) 消防機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 火薬類施設応急対策

火薬類取扱施設等の災害応急活動については、県及び佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

〔県〕

火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにすること。
- (2) 搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めること。
- (3) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、本部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は、総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させること。

4 高圧ガス施設応急対策

高圧ガス取扱施設等の災害応急活動については、県及び佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

〔県〕

- (1) 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。
 - ア 施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。
 - イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。
 - ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させること。
 - エ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。
 - オ 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努めること。
 - カ 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の手扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。
 - キ 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。
- (2) 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。
 - ア 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。

イ 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。

ウ 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。

5 液化石油ガス施設応急対策

災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて一般社団法人長野県LPガス協会に要請する。

また、県及び佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。

〔県〕

- (1) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、一般社団法人長野県LPガス協会に要請する。
- (2) 容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置を行うよう、一般社団法人長野県LPガス協会を指導する。
- (3) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、一般社団法人長野県LPガス協会に要請する。
- (4) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、一般社団法人長野県LPガス協会に要請する。
- (5) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、一般社団法人長野県LPガス協会に要請する。
- (6) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、一般社団法人長野県LPガス協会に要請する。
- (7) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、一般社団法人長野県LPガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

6 毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策

- (1) 毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩、流出等により、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の責任者は、直ちに的確な情報を保健所、警察又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。
- (2) 周辺住民に対して緊急避難の広報活動を行う。
- (3) 飲料水汚染のおそれのある場合は、下流の水道取水地区担当機関及び井戸水使用者、水利権者等への通報を行う。

〔佐久広域連合消防本部〕

- (1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。
- (2) 中和剤、吸収剤等の使用により、毒劇物の危害除去を行う。

第23節 ライフライン施設応急活動

〔総合政策部・住民部・地域整備部・上下水道部〕

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、町は、災害時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

1 上水道施設の復旧活動

(1) 応急対策要員の確保

災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、部内における要員の調整をする。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

(2) 応急対策用資機材の確保

応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

(3) 応急措置

ア 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

ウ 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適切と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

エ 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。

オ 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。

カ 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。

キ 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

(4) 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、

次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- イ 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- ウ 水質についての注意事項

2 下水道施設等の復旧活動

(1) 情報の収集、被害規模の把握

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳・浄化槽台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。

(2) 応急対策

ア 管渠

(7) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

(4) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ 処理場等

(7) 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

(4) 処理場等への流入量の異常な増加により、二次災害防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

(7) 処理場等での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等措置を講ずる。

ウ 仮設トイレの確保

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設等に仮設トイレを設置する。仮設トイレは、「災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書」(資料2-13参照)に基づき、有限会社軽井沢衛生企業に要請し、設置する。

エ 農業集落排水施設

農業集落排水事業担当職員は、下水道施設に準じた各種対策を講ずる。

(3) 被害箇所の応急復旧

町内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

(4) 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

3 電力施設の復旧活動

町は、電力会社と連携し、電力施設の復旧活動に協力するとともに、住民に対する広報活動により、次の事項の周知徹底に努める。

(1) 停電による社会不安除去に関する事項

- ア 停電の区域
- イ 復旧の見通し

(2) 感電等の事故防止に関する事項

- ア 垂れ下がった電線に触れないこと。
- イ 断線した高圧鉄塔等に近寄らないこと。

(3) 送電再開時の火災予防に関すること。

- ア 電熱器具等の開放確認
- イ ガスの漏洩確認

(4) 風倒木等に係る停電応急対策

ア 停電時の対策

- (ア) 住民は、停電の状況、倒木や道路の被害場所、被害規模等できる限り詳細な状況を町及び事業者・県へ速やかに通報するものとする。また、町及び事業者・県が実施する広報により停電情報を把握するとともに、円滑な早期復旧に協力するものとする。
- (イ) 町、県及び事業者は、情報共有、情報伝達の一元化を図るため、必要に応じ連絡窓口を設置するものとし、設置した場合は、速やかに関係機関へ連絡するものとする。
- (ロ) 町及び事業者は、互いに連携をとって、住民に対して防災行政無線、広報車や地元ラジオあるいはホームページ（携帯電話用のホームページを含む。）等を活用するなどにより、停電情報を速やかに広報するものとする。
- (ハ) 県は、ホームページを活用し、停電情報を広報するものとする。
- (ニ) 町及び事業者は、被災状況を勘案し必要と認めた場合は、協議の上、合同の現地対策本部的な組織を設置するものとする。
- (ホ) 事業者は、町、県へ停電情報を速やかに連絡するものとする。特に、停電エリア、設備の復旧予定時期等は住民が必要とする重要な情報であるため、適時かつ的確に町・県へ提供するものとする。
- (ヘ) 事業者は、町から要請があった場合等必要に応じて町庁舎へ職員を派遣し、道路情報の収集や住民からの問い合わせ等に対処するものとする。

イ 倒木の伐採処理

- (ア) 倒木は、所有者の責任において除去することが原則であるが、停電の早期復旧を図るため町、県及び事業者が実施する倒木の除去作業に積極的に協力するものとする。
- (イ) 事業者は、町・県へ倒木情報（倒木エリア等）を提供する。
- (ロ) 町・県は、管理する道路の情報（通行止区間、道路被害状況等）を把握次第、事業者へ速やかに提供するものとする。
- (ハ) 事業者は、架線等の設備に係る倒木を速やかに除去する。
- (ニ) 町・県は管理する道路上の倒木を速やかに除去する。

4 電気通信設備の復旧活動

町は、NTT東日本(株)と連携し、NTT東日本(株)が実施する電気通信設備の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

第24節 災害広報活動

[総合政策部・情報推進部]

町は、誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、町長から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、要配慮者に対して十分配慮するよう努める。

1 住民への的確な情報の伝達

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、メール配信サービス、電話応答サービス、電話・FAX配信サービス、ホームページ、掲示板、広報紙、SNS等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、町長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう、体制整備に努める。

(1) 災害発生直後

- ア 町災害対策本部設置に関する事項
- イ 防災気象情報に関する情報
- ウ 安否情報（NTTの災害用伝言ダイヤル「171」・各携帯電話会社の「災害用伝言板サービス」等の利用方法について、被災者に周知する。）
- エ 被害区域及び被害状況に関する情報
- オ 危険区域及び警戒区域設定等の状況に関する情報
- カ 避難指示・指定緊急避難場所・指定避難所等に関する情報
- キ 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- ク 防疫に関する情報
- ケ 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- コ ライフラインの被害状況に関する情報
- サ 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- シ 民心安定のための情報
- ス 緊急輸送道路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- セ 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報

- ソ 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- タ 被災地域及び指定緊急避難場所・指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- チ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ツ その他必要と認められる施策に関する情報

(2) 生活再開時期

- ア 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- イ 相談窓口の設置に関する情報
- ウ 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報

2 相談窓口の設置

- (1) 被災者からの相談・問い合わせ等に対応するため、災害発生後速やかに総合相談窓口を開設する。
- (2) 窓口ではすぐに対応できないような内容の相談があった場合は、窓口担当者は、その相談を関係する課に引き継ぐ。この際、被災者への対応が「たらい回し」にならないよう十分に配慮する。
- (3) 総合相談窓口を設置した場合には、前項の広報活動により、住民へ周知する。

3 報道機関への放送要請

- (1) 「災害時における放送要請に関する協定」（資料2-8参照）に基づき、軽井沢エフエム放送を災害放送に切り替える。
- (2) 県では、災害対策基本法第57条の規定に基づき、テレビ・ラジオの主要な放送局と「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。町長は、報道機関を通じて広報活動を行う必要があると認めるときは、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。

第25節 土砂災害等応急活動

〔地域整備部〕

風水害により土砂災害等が発生した場合、町は、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

1 土砂災害防止体制の確立

町は、気象警報・注意報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、がけ崩れ、土石流等の土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流等が懸念される場合は、町において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

4 大規模土砂災害対策

(1) 町は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国・県が実施する緊急調査に協力する。また、土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の措置を講じる。

(2) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(3) 町は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

5 土石流及び急傾斜地崩壊対策

(1) 町は、土石流に対する警戒体制を整え、被災状況や災害発生予兆に関する情報を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるための応急工事実施を県等関係機関に働きかける。

(2) 町は、警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置をとる。

- (3) 町は、災害の規模等必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (4) 町は、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県及び指定行政機関等に速やかに助言を求める。

6 住民が実施する対策

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

第26節 建築物災害応急活動

〔地域整備部・生涯学習部〕

町は、強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建物内の利用者の安全を確保し、必要に応じて避難誘導を行うとともに、必要な措置を講ずる。

1 建築物

- (1) 建物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- (2) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

2 文化財

- (1) 町教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。
- (2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。
- (3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。

〔所有者〕

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県及び町教育委員会の指導を受けて実施する。
- (4) 被災した建造物内の文化財について、県、町教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

第27節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

〔地域整備部・消防部〕

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。

町は、被害を最小限に抑えるため、必要な応急活動を行う。

1 構造物に係る二次災害防止対策

- (1) 町の区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、道路啓開及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。
 - ア 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。
 - イ 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
 - ウ パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧を行う。この場合、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧を行う。
- (2) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

- (1) 危険物関係
 - ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを制限する。
 - イ 危険物施設の緊急使用停止命令等

町長は、危険物災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。
 - ウ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。
 - エ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

(2) その他

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、佐久広域連合消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止

- (1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

緊急点検結果の情報如何によっては、警戒避難等の必要な措置をとる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設にかかる二次災害防止対策

緊急点検結果に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

第28節 ため池災害応急活動

〔地域整備部〕

町は、洪水等によりため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を的確に把握するとともに、被害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

- (1) 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- (2) ため池下流の住民の安全を確保するため、必要な措置を講ずる。
- (3) 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施する。

〔関係機関〕

- (1) ため池管理者は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに町へ報告する。
- (2) ため池管理者は、町が実施する応急対策に協力する。

第29節 農林産物災害応急活動

〔観光経済部〕

町は、被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾患の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

1 農産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、町、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病虫害、家畜疾患の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

- (1) 佐久農業農村支援センター、佐久浅間農業協同組合等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を佐久農業農村支援センターに報告する。
- (2) 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を佐久浅間農業協同組合等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。
- (3) 被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努める。

〔農業従事者〕

町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、佐久浅間農業協同組合等の指導に基づき、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止のための作目別の応急対策を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(1) 水 稲

- ア 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。
- イ 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。
- ウ 水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

(2) 野菜及び花き

- ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。
- イ 病虫害の発生防止のための防除を行う。
- ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- エ 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

(3) 果 樹

- ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。
- イ 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- エ 病虫害の発生防止のための防除を行う。

(4) 畜 産

- ア 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。
- イ 家畜飼養頭数の多い地域において水害等災害が発生したときは、関係者協議の上、集中管理できる施設を臨時特設する。施設に要する資材等については、佐久浅間農業協同組合又は関係団体等で準備する。

2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

町は、被害状況を調査し、その結果を佐久地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

第30節 文教活動

〔こども教育部〕

小学校、中学校及び保育園・幼稚園は、多くの幼児及び児童生徒を受け入れる施設であり、災害時には、学校長及び園長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、町は、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

1 児童生徒等に対する避難誘導

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(1) 在校時

ア 災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒、幼児の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、児童生徒等の引き渡し等の適切な措置を講ずる。

イ 遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。

(2) 登下校時及び休日等の措置

ア 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒、幼児の安否確認及び状況把握に努める。

イ 児童生徒の登校前に休校の措置をした場合は、防災行政無線、広報車、メール等により、保護者又は児童生徒に連絡する。

(3) 報告の義務

学校長は、災害の規模、児童生徒、職員の状況及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に報告しなければならない。

2 応急教育計画

学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 県教委の指導及び支援を得て、町教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、災害時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

ア 学校等施設・設備の確保

(7) 学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(4) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を県教育委員会に依頼する。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員の確保について県教育委員会と協議する。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、県教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教委及び関係機関へ報告又は連絡する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、町教委と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

(7) 災害の状況に応じ、町教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(4) 被災した児童生徒等を学校等に受け入れることが可能な場合は、受け入れて応急の教育を行う。

(7) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(2) 授業の再開時には、県及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

(7) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(4) 授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

(7) 学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

(4) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(ウ) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。

カ 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、町教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

3 教科書の供与等

町は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等の措置を実施する。

(1) 支給対象者

- ア 災害によって住家に被害を受けた小学校、中学校、特殊教育学校の児童、生徒
- イ 学用品がなく、就学に支障を生じている児童、生徒

(2) 学用品の支給範囲

- ア 教科書（文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書に限る。）
- イ 教材（県又は市町村教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材）
- ウ 文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- エ 通学用品（運動ぐつ、カバン、傘、ゴムぐつ等）

(3) 給与の方法

教科書及び学用品は現物を給与する。

(4) 教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

町における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

(5) 就学援助

町教育委員会は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

4 文教対策に関する事務処理

文教対策、学用品の給与等については次の諸記録を整備する。

- (1) 被害児童・生徒名簿（様式第67号）
- (2) 被害教科書一覧表（様式第68号）
- (3) 学用品購入（配分）計画表（様式第69号）
- (4) 学用品交付簿（様式第70号）
- (5) 学用品出納に関する台帳等
- (6) 学用品購入関係支払証拠書類

第31節 飼養動物の保護対策

〔環境部・観光経済部〕

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を獣医師等と連携し、実施する。

また、飼い主が飼養動物と同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

1 町が実施する計画

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。
- (3) 家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

2 飼い主が実施する計画

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼養を行う。

第32節 ボランティアの受入れ体制

〔総合政策部・保健福祉部〕

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

- (1) 町は、社会福祉協議会と協議し、被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) 町は、災害対策本部において、社会福祉協議会やボランティア関係団体が協働で行うボランティアの受入れ、需給調整、相談支援等の活動に対し支援を行う。
- (3) 町は、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物の収集・運搬・調整等を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。
- (4) 町は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。
- (5) 県から事務の委任を受けた場合で、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託するときは、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

〔社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体〕

町及び県の支援のもとに、社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、活動、相談支援等を行う。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

- (1) 町は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じる。

- (2) 町は、必要に応じ、ボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

〔社会福祉協議会〕

町社会福祉協議会は、町災害対策本部の指示により、災害ボランティアセンターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、紹介先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。

〔日本赤十字社長野県支部〕

町及び県の災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第33節 義援物資及び義援金の受入れ体制

〔保健福祉部・会計部〕

大規模な災害が発生した場合には、町は、県及び日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 義援物資

- ア 町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- イ 町は、県及び関係機関等と連携して、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

(2) 義援金

- ア 町は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、県及び関係機関等の協力を得ながら義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。なお、町が募集する義援金については、災害対策本部が募集及び受付の実施を決定し、その取扱いについては、別途定めるものとする。
- イ 町は、義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて周知を図ることとする。
- ウ 町が義援金を受け入れる場合の対応については、次のとおりとする。
 - (ア) 一般からの受入窓口を開設する。
 - (イ) 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。
- エ 義援金の配分に当たっては、町は、県及び関係機関等と協力して、義援金配分委員会を組織し、迅速かつ公正に被災者に配分する。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 義援物資

町は、義援物資を配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

(2) 義援金

- ア 町は、受け入れた義援金については、義援金配分委員会に確実に引き継ぐとともに、当該委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。
- イ 県、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金についても義援金配分委員会に引き継ぐものとする。
- ウ 義援金配分委員会は、募集した義援金を一括管理し、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、適正かつ速やかに配分する。

第34節 災害救助法の適用

〔総合政策部〕

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

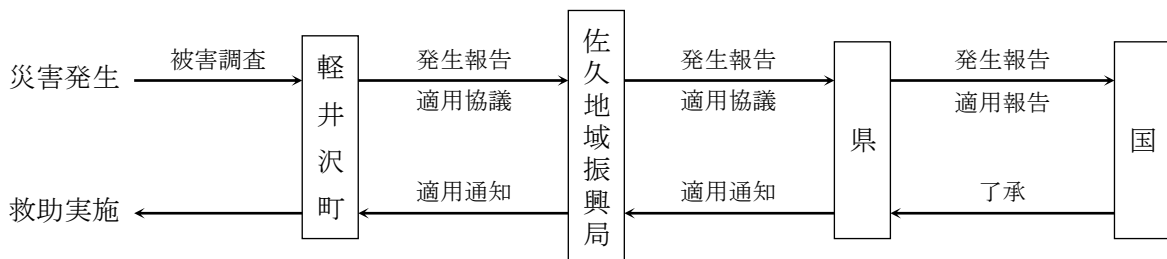
災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

1 災害救助法の適用

- (1) 町長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに佐久地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (2) 町長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務



2 救助法適用の判定

次の基準に基づき、災害救助法の適用に該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は、災害救助法に該当する災害とする。

- (1) 法適用は市町村を単位とする。
- (2) 原則として同一の原因による災害によるものであること。
- (3) 被害が次のいずれかに該当するものであること。

ア 市町村における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の2分の1世帯、床上浸水にあつては3分の1世帯として換算する。以下同じ。）に達したとき。

市 町 村 の 人 口	住 宅 滅 失 世 帯 数
5,000人未満	30世帯以上
5,000人以上～15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上～30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上～50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上～100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上～300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上～	150世帯以上

(※本町にあっては人口18,994人(平成27年10月1日国勢調査)であることから、住宅滅失世帯数は50世帯以上である。)

イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上あって、当該市町村の滅失世帯数が前表の滅失世帯数の2分の1に達したとき。

ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市町村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

エ 市町村の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

(ロ) 時間的に同時に又は相接近して2以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯数がアに規定する滅失世帯数に達しないが合算すればこれに達するとき。

(ハ) 当該災害前に(ア)から(ロ)に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。

(ニ) その被害状況が(ア)から(ハ)までに準ずる場合で救助の必要があるとき。

3 救助の実施

(1) 救助の役割分担

ア 災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、町が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき、次表のとおり、町長に事務の一部を委任する。

なお、町に委任する事務について、次表によりがたい場合は町と協議の上、別に定める。

救助の種類	県が実施する事務	町に委任される事務
避難所の設置	町からの要請による資材調達	その他全て
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理
炊き出しその他による食品の給与	町からの要請による食品の調達	その他全て
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	町管理上水道の受給者への供給

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て
医療及び助産	DMAT等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害にかかった者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
死体の捜索・処理	全て	
障害物の除去	町からの要請による資材調達	その他全て

イ 町長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

ウ 委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(2) 救助の実施基準

救助の実施は、資料 1 - 5 の基準により行う。

第**3**章

災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

〔全 課〕

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が県や関係機関の協力を得て主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

1 復旧・復興の基本方針の決定

- (1) 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な現状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

〔関係機関〕

防災関係機関は、町及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力する。

〔住 民〕

住民は、町及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力する。

2 支援体制

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

〔全 課〕

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害廃棄物等の適切な処理が求められる。

町は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

1 被災施設の復旧等

本編第1章第27節「災害復旧・復興への備え」により、平常時に構築しているGISデータを活用し、地域の被災以前の状況を把握した上で、次のとおり復旧活動を実施する。

- (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (5) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。
- (6) 被災地の状況、被害原因等を勘察し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。
- (7) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助対象事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (8) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (9) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (10) 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

- (1) 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項について留意する。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

ア 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。

ウ 災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の防止及び住民、作業者の健康管理のための適切な措置を講ずる。

- (2) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める等して実施する。

3 職員派遣

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、町のみでは人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、町は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置を講ずる。なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

- (1) 町職員を活用しても災害復旧になお人員が必要な場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(資料2-2参照)に基づき、他の市町村や県に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。
- (2) 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(資料2-2参照)に基づき、職員を派遣する。

第3節 計画的な復興

〔総務課・総合政策課・地域整備課〕

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、町は、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

1 復興計画の作成

- (1) コンピュータシステムを活用して被災以前の地理情報を把握した上で、関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ確に町における復興計画を作成する。
- (2) 当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する。また、計画策定に際しては、その検討組織などに、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参画促進に努める。
- (3) 町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを考え、その維持・回復や従前の地域組織を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者及び女性等の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。

2 防災まちづくり

- (1) 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。

その際、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民の合意を得るように努める。

また、被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

- (2) 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。

ア 公園、広場等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力

を得るよう努める。

イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しつつ、各事業者と調整を図りながら実施する。

ウ 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。

エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り、迅速かつ円滑に実施する。

オ 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

カ 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(3) 町は、県と連携して、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(4) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

〔住民〕

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子どもたちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。

3 特定大規模災害からの復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。そのためには、町は、県や関係機関と協力し復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき土地利用再開発に関する各種事業を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。なお、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請することとする。

第4節 資金計画

[総務課]

町は、災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

1 資金計画

町が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 町の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、町の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密な連携のもとに必要資金量を調査し、応急資金の貸付け等を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

〔全 課〕

町は、災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

1 住宅対策

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等に関する説明会等を行い、申込みに必要な「罹災証明書」の発行を行う。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、若しくは町内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(3) 既存町営住宅の再建

既存町営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。

(4) 町営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、町営住宅への優先入居の措置を講ずる。

(5) 町外に避難した被災者への支援

町外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 生活福祉資金の貸付け

町は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じ、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

3 被災者の労働対策

〔公共職業安定所〕

(1) 職業斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

(2) 雇用保険法による求職者給付の支給の特例

公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置が適用されたときは、災害により事業所が休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

〔長野労働局〕

(1) 労働災害発生状況を的確に把握し、業務上災害又は通勤災害に対する、迅速な労災保険給付を行う。

(2) 災害により企業経営困難となった事業所のうち、労働者に対してする賃金支払が不能となったものに対し、迅速な立替を行う。

(3) 前記(1)及び(2)の事項を円滑に処理するため、必要に応じて、「総合相談窓口」を開設する。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

町は、条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

(2) 災害援護資金の貸付け

町は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

5 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による支援金の支給

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

(1) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに佐久地域振興局長へ報告する。

(2) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

(3) 被災者に対し、被災者生活再建支援法による支援制度等の周知を行う。

(4) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

(5) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

(6) 被災者生活再建法の対象となる災害、支給対象経費及び対象世帯は次のとおりである。

ア 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

(7) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみな

し規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市町村における自然災害

- (イ) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (ロ) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (ハ) 5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万未満のものに限る。）であって、(ア)から(ウ)に規定する区域に隣接する市町村における自然災害
- (ニ) 全壊10世帯以上の被害等が発生した市町村を含む都道府県内で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村における自然災害

イ 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- (ア) 居住する住宅が全壊した世帯
- (イ) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (ロ) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (ハ) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- (ニ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

ウ 支給条件

	基礎支援金 (住宅の被害 程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
(ア)全壊 (損害割合50%以上) (イ)解体 (ロ)長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
(ハ)大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
(ニ)中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額3/4の額

6 租税の徴収猶予及び減免

町は、地方税法又は町税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

7 医療費負担の減免、保険料の減免

町は、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

8 罹災証明書の交付

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。この場合、火災については、佐久広域連合軽井沢消防署が、火災以外については町災害対策本部本部班及び税務班において証明書の早期交付を行う（様式第25号）。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

9 被災者台帳の作成

町は、災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施をする際の基礎とするため、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

- (1) 町長は、必要に応じ、町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 住民に対し、防災行政無線、掲示板、広報紙等を活用し、広報を行う。
- (3) 報道機関に対し、発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

〔観光経済課〕

町は、被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

町は、事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する相談窓口を開設し、県が実施する対策に協力する。

また、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。